

岩手大学随意契約公表基準

平成18年8月31日 財務部長裁定

(目的)

第1条 この基準は、岩手大学の業務の公共性及び運営の透明性を確保するため、岩手大学が契約した随意契約の公表の基準について定める。

(公表の基準)

第2条 公表する基準は下記のとおりとする。

- 一 岩手大学契約事務取扱規則第29条第1項第1号に定める金額を超える随意契約
- 二 その他公表することが必要と認められる随意契約

(公表の時期)

第3条 前条の基準に該当する契約は、1年度分の契約をとりまとめ翌年度第1四半期中に公表することとする。

(公表の方法)

第4条 公表の方法は、下記の事項を岩手大学ホームページに掲示することとする。

- 一 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- 二 契約担当者の氏名、部局の名称及び所在地
- 三 随意契約を締結した日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
- 五 随意契約に係る契約金額
- 六 随意契約に拠ることとした理由
- 七 その他必要事項

(公表の期間)

第5条 前条の岩手大学ホームページへの掲示により公表する期間は、公表後1年間とする。

附 則

この基準は、平成18年9月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年11月9日から施行する。